

知夫村耐震改修促進計画策定業務

改修促進計画書

平成 22 年 3 月

知 夫 村

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 耐震改修促進計画の基本的事項 | 1 |
| 1. 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 1-1 計画策定の背景 | 1 |
| 1-2 計画の目的 | 2 |
| 1-3 法律の概要 | 2 |
| 2. 促進計画の位置づけ及び内容等 | 3 |
| 2-1 促進計画の位置づけ | 3 |
| 2-2 対象建築物 | 4 |
| 2-3 促進計画の内容 | 4 |
| 2-4 促進計画の計画期間 | 4 |
| 第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題 | 7 |
| 1. 地震の災害履歴 | 7 |
| 1-1 知夫村の地形・地質 | 7 |
| 1-2 地震特定観測地域の指定 | 8 |
| 1-3 近年被害をもたらした主な地震 | 8 |
| 2. 想定される地震の規模及び被害の状況 | 9 |
| 2-1 地域防災計画(震災編)による被害想定 | 9 |
| 2-2 地震防災マップによるゆれやすさ等の設定 | 10 |
| 3. 建築物の耐震化の現状等 | 13 |
| 3-1 住宅の耐震化の現状 | 13 |
| 3-2 特定建築物の耐震化の現状 | 14 |
| 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 | 19 |
| 1. 目標設定における基本的な考え方 | 19 |
| 2. 住宅の耐震化の目標 | 19 |
| 3. 特定建築物の耐震化の目標 | 20 |
| 3-1 多数の者が利用する特定建築物 | 20 |
| 3-2 危険物の貯蔵場の用途に供する建築物 | 21 |
| 3-3 通行を確保すべき道路沿いの建築物 | 21 |
| 4. 村有(公共)建築物の耐震化の目標 | 22 |
| 第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策 | 23 |
| 1. 施策の基本的な取り組み方針 | 23 |
| 2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | 25 |
| 2-1 耐震診断及び耐震改修の誘導・支援策 | 25 |
| 2-2 耐震改修の実施を促すための環境整備 | 25 |
| 2-3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する施策 | 26 |
| 2-4 公共建築物の優先的な耐震対策 | 27 |
| 2-5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 | 27 |
| 2-6 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策 | 28 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 3. 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策 | 28 |
| 3-1 地震ハザードマップの作成・公表 | 28 |
| 3-2 効果的な啓発メディアの整備 | 29 |
| 3-3 自治会・自主防災組織の取組み及び支援 | 29 |
| 3-4 リフォームに併せた耐震改修の促進 | 30 |
| 3-5 耐震性の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発 | 30 |
| 4. 今後の推進体制整備等に関する方策 | 31 |
| 4-1 関係団体等による連携体制の整備 | 31 |
| 4-2 計画の進捗状況の把握に向けた仕組みづくり | 31 |
| 4-3 計画の策定と見直し | 32 |
| 4-4 その他 | 32 |

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

1-1 計画策定の背景

平成17年1月17日未明に発生した「兵庫県南部地震」を契機に、建築物の地震に対する安全性の向上等を図ることにより、大規模地震から国民の生命と財産を守ることを目的として、同年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行された。

その後も、平成12年の「鳥取県西部地震」、平成16年の「新潟県中越地震」、平成17年の「福岡西方沖地震」等、近年、各地で大規模な地震が発生しており、今後も大きな被害が想定される地震の発生が危惧されている。

このような状況の中、地震の想定される被害の半減化等を目的として平成17年の中央防災会議において“建築物の耐震化”を社会全体の国家的な緊急課題として位置づけ、全国的な規模で緊急かつ強力的に実施することとする「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定された。これを受け、平成17年10月に改正耐震改修促進法が成立し、平成18年1月26日に耐震改修促進法の改正法が施行された。

この改正法では、第4条で国土交通大臣は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を定め、第5条第1項で、都道府県はこの基本方針に基づき都道府県計画を策定することが義務付けられた。また同条7項で、市町村は基本方針および都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村における区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとしている。

これを受け、島根県では平成19年2月に島根県建築物耐震改修促進計画の策定がなされた。

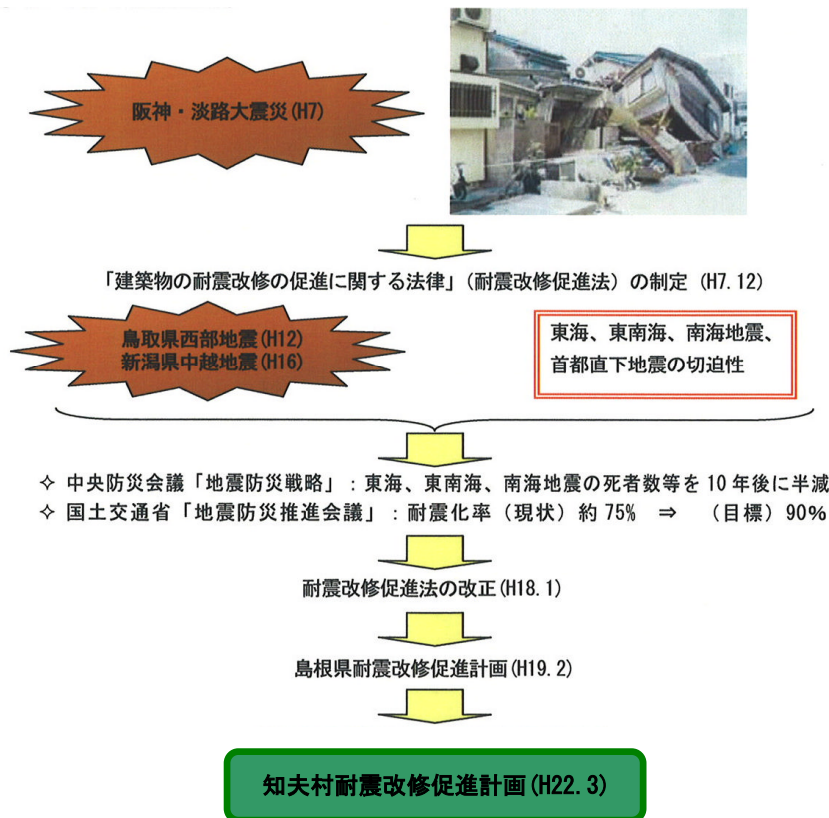
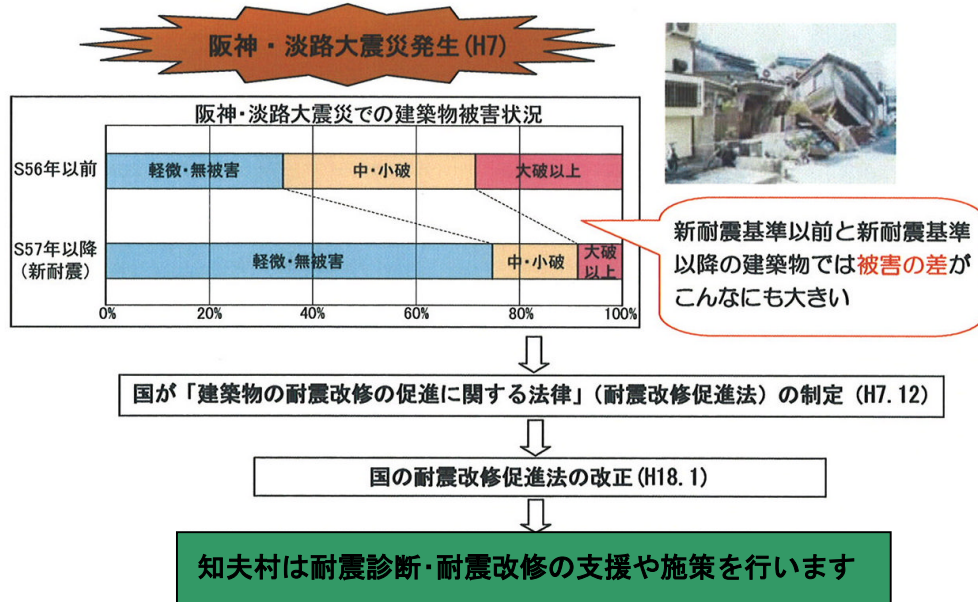


図1-1 計画策定の背景

1-2 計画の目的

「知夫村建築物耐震改修促進計画」は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満たしていない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本村における建築物の耐震化を促進することを目的とする。



1-3 法律の概要

耐震改修促進法の概要(平成7年12月施行)

- A: 特定建築物の所有者の努力
特定建築物の所有者に対する耐震診断、耐震改修の努力義務
- B: 指導及び助言並びに指示等の実施
所管行政庁による、特定建築物への指導及び助言並びに指示等
- C: 耐震改修の計画の認定
耐震改修をしようとする者に対する、所管行政庁による認定
※認定を受けることで建築基準法の緩和・特例が適用

改正耐震改修促進法の概要(平成18年1月施行)

- A: 計画的な耐震化の推進
 - 第4条…国は基本方針の作成義務
 - 第5条…地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
都道府県:義務付け 市町村:努力義務
- B: 建築物に対する指導等の強化
 - 指示等の対象に、幼稚園、小中学校、老人ホーム等を追加
 - 指示等の対象に、危険物を取り扱う建築物を追加
 - 指導等の対象に、道路閉塞させる住宅・建築物を追加
 - 地方公共団体の指示に、理由もなく従わない特定建築物を公表
 - 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令

C: 耐震化の支援制度を充実

- 耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等の実施
- 住宅・建築物耐震改修等事業の拡充
- 耐震改修促進税制の創設

D: 普及・啓発

国及び地方公共団体は、国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。

2. 促進計画の位置づけ及び内容等

2-1 促進計画の位置づけ

促進計画は、災害対策基本法に基づく「島根県地域防災計画(震災編)」の関連計画として位置づけられるものであり、促進計画策定事項は、この地域防災計画の震災予防計画及び震災応急対策計画に反映させるものとする(図1-2)。

なお、これらの関連計画の改訂等が行われたときは、必要に応じて本計画の見直しを行う。

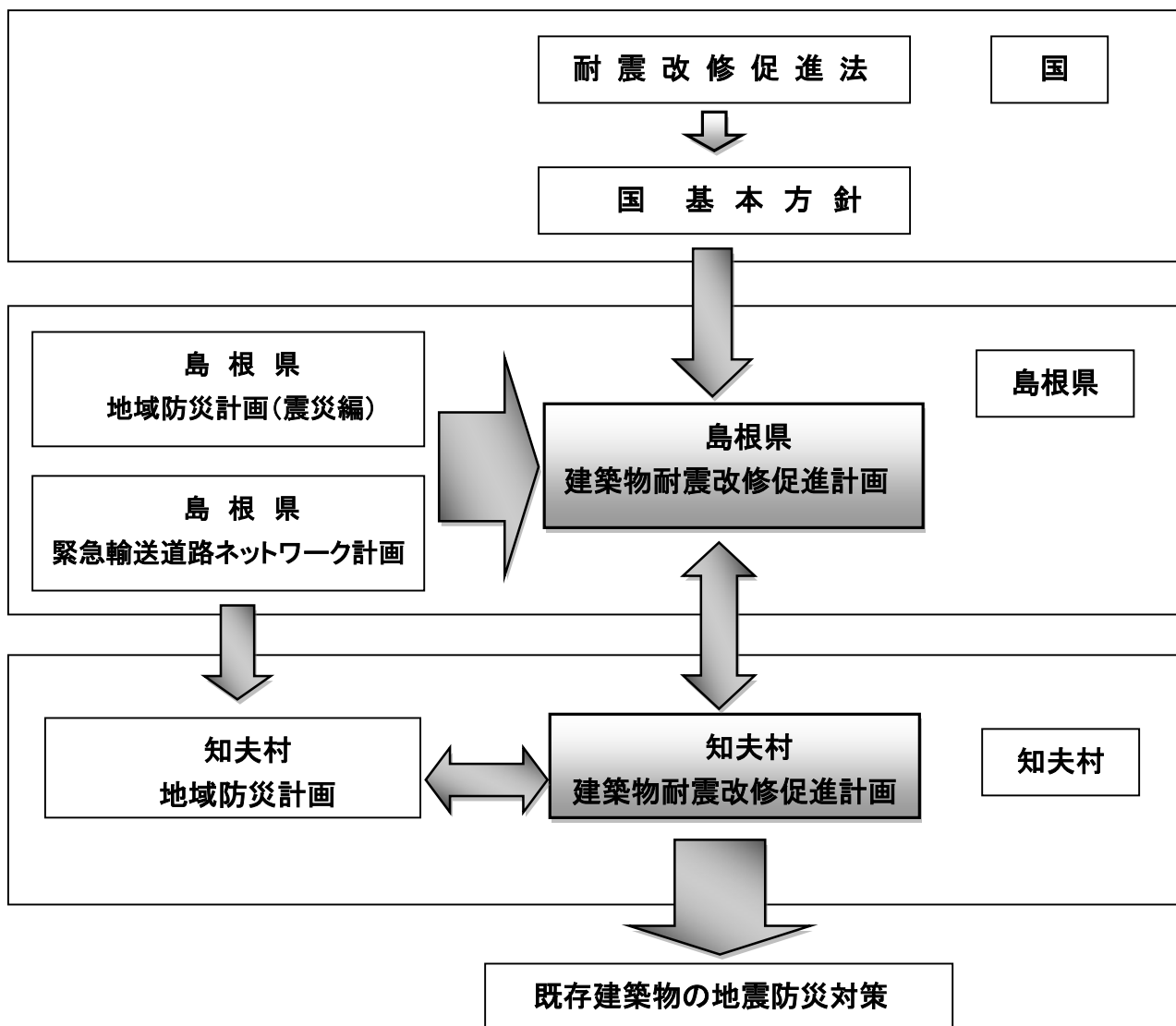


図1-2 計画の位置づけのイメージ

2-2 対象建築物

耐震化の目標を設定する建築物は、昭和 56 年 5 月以前に建築された新耐震基準に適合しない建築物で、住宅及び特定建築物とする。住宅は居住世帯のある建築物を対象とし、一戸建て、長屋、共同住宅を示す。特定建築物は下記に示す 3 つに分類され、耐震改修促進法第 6 条 1 項各号に掲げる規模、用途を満たす建築物とする。

- (1) 多数のものが利用する建築物(耐震改修促進法第 6 条第 1 号、表 1-1)
- (2) 危険物の貯蔵所又は、処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第 6 条第 2 号)
- (3) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物(耐震改修促進法第 6 条第 3 号)

2-3 促進計画の内容

促進計画は、国の基本方針及び島根県耐震改修促進計画に基づき、次に掲げる事項について定める。

- ① 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標に関すること。
- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関すること。
- ③ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関すること。
- ④ 建築基準法による勧告又は命令の実施方法に関すること。
- ⑤ 施策実施主体の役割分担及び計画フォローアップ体制のあり方に関すること。
- ⑥ その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関すること。

2-4 促進計画の計画期間

本計画の実施期間は、計画策定後の平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間とする。なお、本計画は耐震化の進捗状況及び施策の取組み状況について県県を行い、必要があれば見直しを行うものとする。

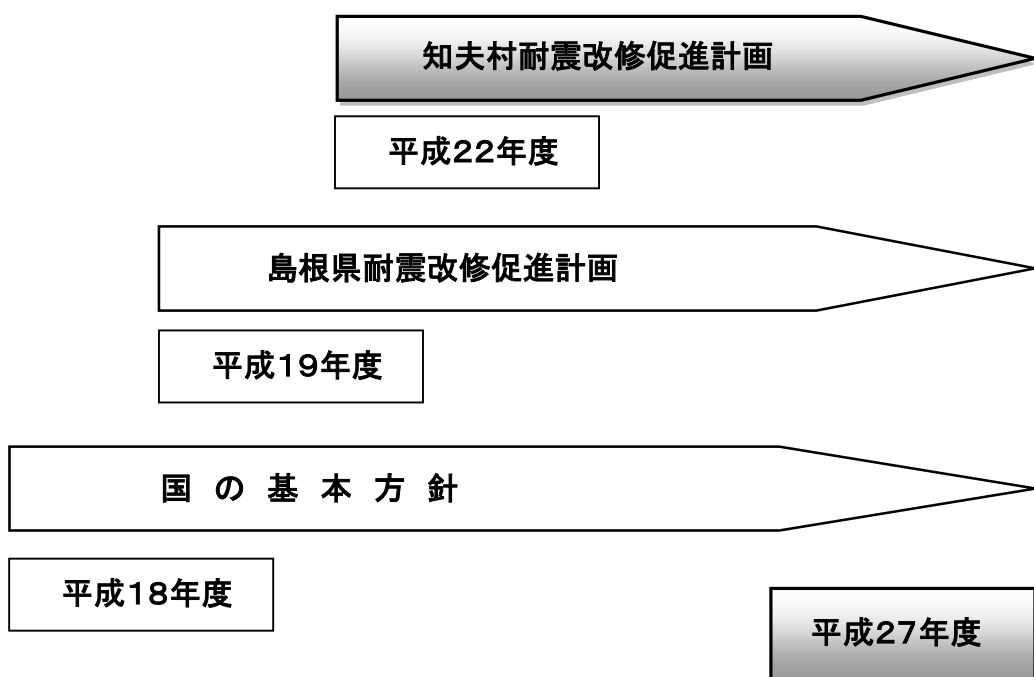


図1-3 促進計画の計画期間

表1-1 特定建築物一覧

| 種 別 | 用 途 | 特定建築物の規模要件 |
|---|--|----------------------------------|
| ① 多数の者が利用する建築物 | 学校(小学校、中学校) | 階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む) |
| | 体育館(一般公共の用に供されるもの) | 1,000 ㎡以上(階数要件なし) |
| | 診療所 | 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 |
| | 集会場 | |
| | 卸売市場 | |
| | 物品販売業を営む店舗 | |
| | ホテル、旅館 | |
| | 賃貸住宅(共同住宅に限る) | |
| | 事務所 | |
| | 老人ホームその他これらに類するもの | 階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上 |
| | 保育所 | 階数 2 以上かつ 500 ㎡以上 |
| | 理髪店、その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 |
| | 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。) | |
| | 車両の停車場又は船舶の発着場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合の用に供するもの | |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | |
| 郵便局、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | |
| ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 【知夫村において、当該施設は平成21年末時点で存していない】 | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物 | |
| ③ 道路沿いの建築物 通行を確保すべき | 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が島根県建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物(図1-4) | 全ての建築物 |

道路閉塞させる住宅・建築物

* 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物

* 道路に接する建物で6mの高さを超える建築物(前面道路幅員 12m以下)

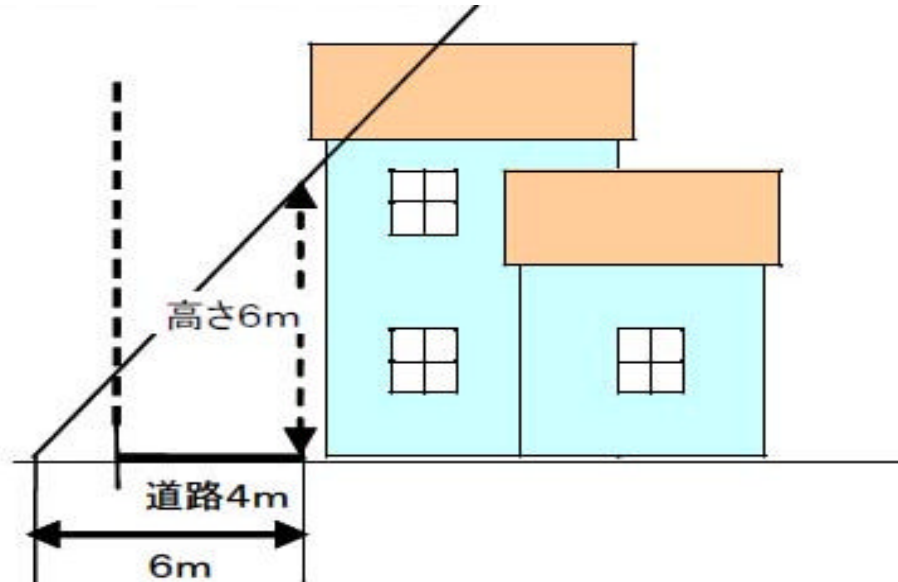


図1-4 通行を確保すべき道路沿いの建築物の対象となる道路を閉塞させる住宅・建築物

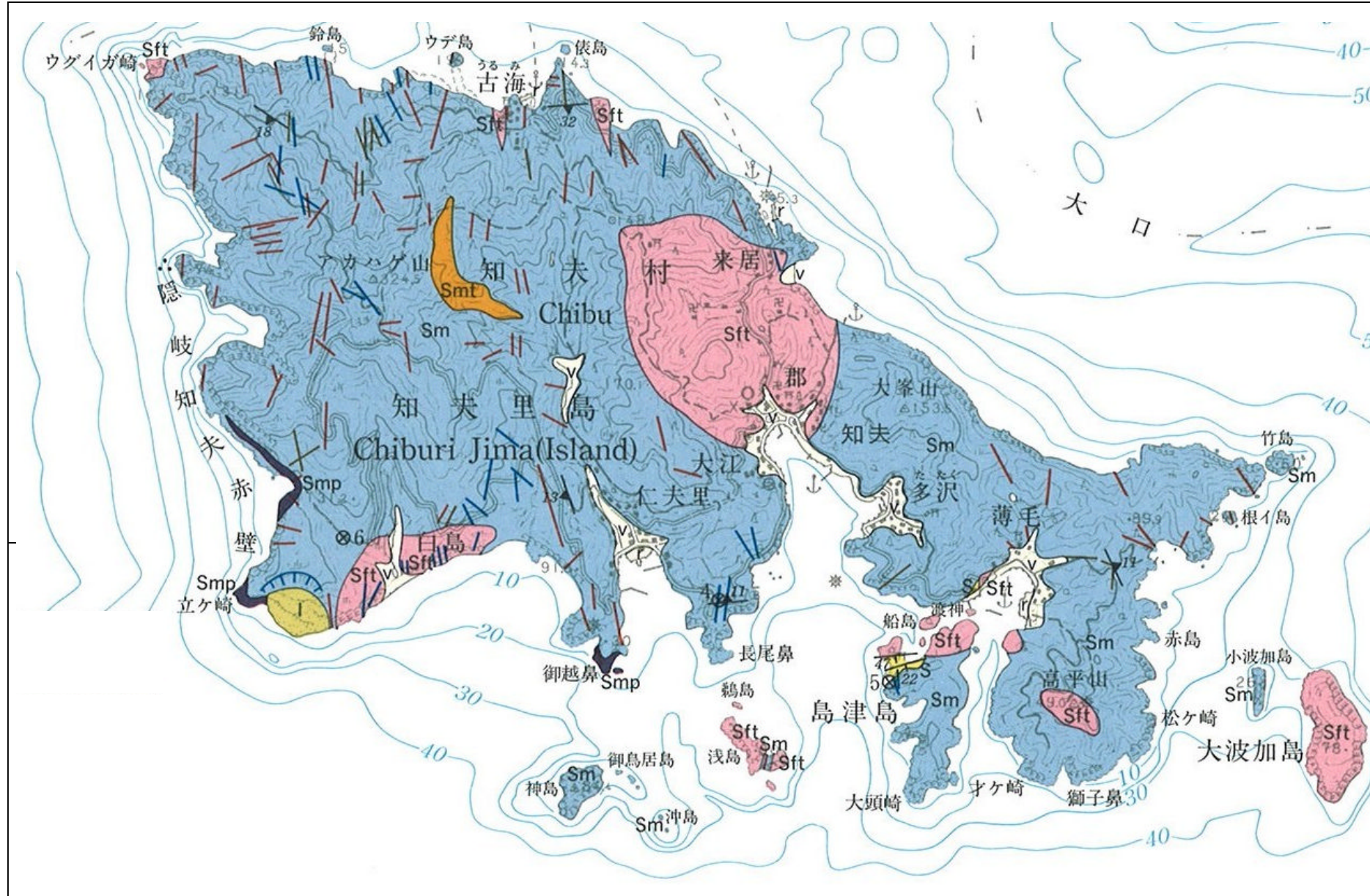
第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題

1. 地震の災害履歴

1-1 知夫村の地形・地質

島の中央南部にわずかに平地が開けるほかは急峻な山が連なって海岸に迫り、断崖絶壁を形成している。西海岸には高さ200メートルもの巨大な赤い岩の壁「知夫赤壁」がある。

当地は、500万年前の火山島だが浸食で火山地形が失われているため火山ではなく第三紀の火山岩類として扱われている。



出典: 通商産業省工業技術院地質調査所(地質図)

| | | | | |
|-------------------------|--------------------------------|--|--|--|
| 第四紀 Quaternary | 全新世 Holocene | 地すべり堆積物 Landslide deposits | I | |
| | 更新世 Pleistocene | 扇状地及び谷底平野堆積物 Fan and valley bottom plain deposits | V | 砂、泥及び礫 Sand, mud and gravel |
| | | 海浜堆積物 Beach deposits | b | 砂及び礫 Sand and gravel |
| 後期新第三紀 Late Pliocene | 島前火山 Dōzen Volcano | 海岸砂丘堆積物 Coastal dune deposits | c | 砂 Sand |
| | | 中位段丘堆積物 Middle terrace deposits | Tm | 砂及び泥 Sand and mud |
| | | 宇受賀玄武岩 Uzuka Basalt | Ua | アルカリかんらん石玄武岩アグリネート Alkali olivine basalt agglutinate |
| 新第三紀 Neogene | 島前火山 Dōzen Volcano | 知々井岬層 Chichiimisaki Formation | Uf | 苦鉄質粗面玄武岩凝灰岩 Mafic trachybasalt tuff |
| | | | Uf | アルカリかんらん石玄武岩溶岩 Alkali olivine basalt lava |
| | | | Cm | 砂岩及び礫岩 Sandstone and conglomerate |
| 後期中新第三紀 Late Miocene | 島前火山 Dōzen Volcano | 岩脈 Dike | du | 未区分 Unidentified |
| | | | dr | 粗面岩-流紋岩 Trachyte to rhyolite |
| | | | dm | 粗面玄武岩-粗面安山岩 Trachybasalt to trachyandesite |
| | | | Tw | 粗面岩溶結凝灰岩-凝灰角礫岩 Trachyte welded tuff to tuff breccia |
| | | | Tb | 粗面岩凝灰角礫岩-火山角礫岩 Trachyte tuff breccia to volcanic breccia |
| | | | Tc | 凝灰質礫岩砂岩泥岩及び粗面岩凝灰岩 Tuffaceous conglomerate, sandstone and mudstone, and trachyte tuff |
| | | | Vb | 粗面岩-流紋岩火山角礫岩及び粗面玄武岩-玄武岩質粗面安山岩火山角礫岩 Trachyte to rhyolite and trachybasalt to basaltic trachyandesite volcanic breccias |
| | | | Sft | 珪長質粗面岩溶岩及び貫入岩 Felsic trachyte lavas and intrusive rocks |
| | | | Sfp' | 粗面岩軽石火山礫凝灰岩-凝灰岩 Trachyte pumice-lapilli tuff to tuff |
| | | | Smt | 苦鉄質粗面岩溶岩及び貫入岩 Mafic trachyte lavas and intrusive rocks |
| 島前火山 Dōzen Volcano | 島津島層 Shimazushima Formation | S | 軽石混じり凝灰質砂岩、泥岩、シルト岩及び礫岩 Pumice-bearing tuffaceous sandstone, mudstone, siltstone and conglomerate | |
| | | Sfp | 粗面岩軽石火山礫凝灰岩-凝灰岩 Trachyte pumice-lapilli tuff to tuff | |
| | | Smp | 粗面玄武岩-玄武岩質粗面安山岩アグリネート及びアグリネート Trachybasalt to basaltic trachyandesite agglutinate and agglomerate | |
| | | 外輪山下部 Lower part of somma | 粗面玄武岩-粗面安山岩溶岩(同質凝灰岩及びスコリア火山礫凝灰岩層を伴う) Trachybasalt to trachyandesite lavas and minor tuff and scoria-lapilli tuff layers | |

1-2 地震特定観測地域の指定

島根県東部は国の「地震特定観測地域」に指定されているが、当地は含まれていない。

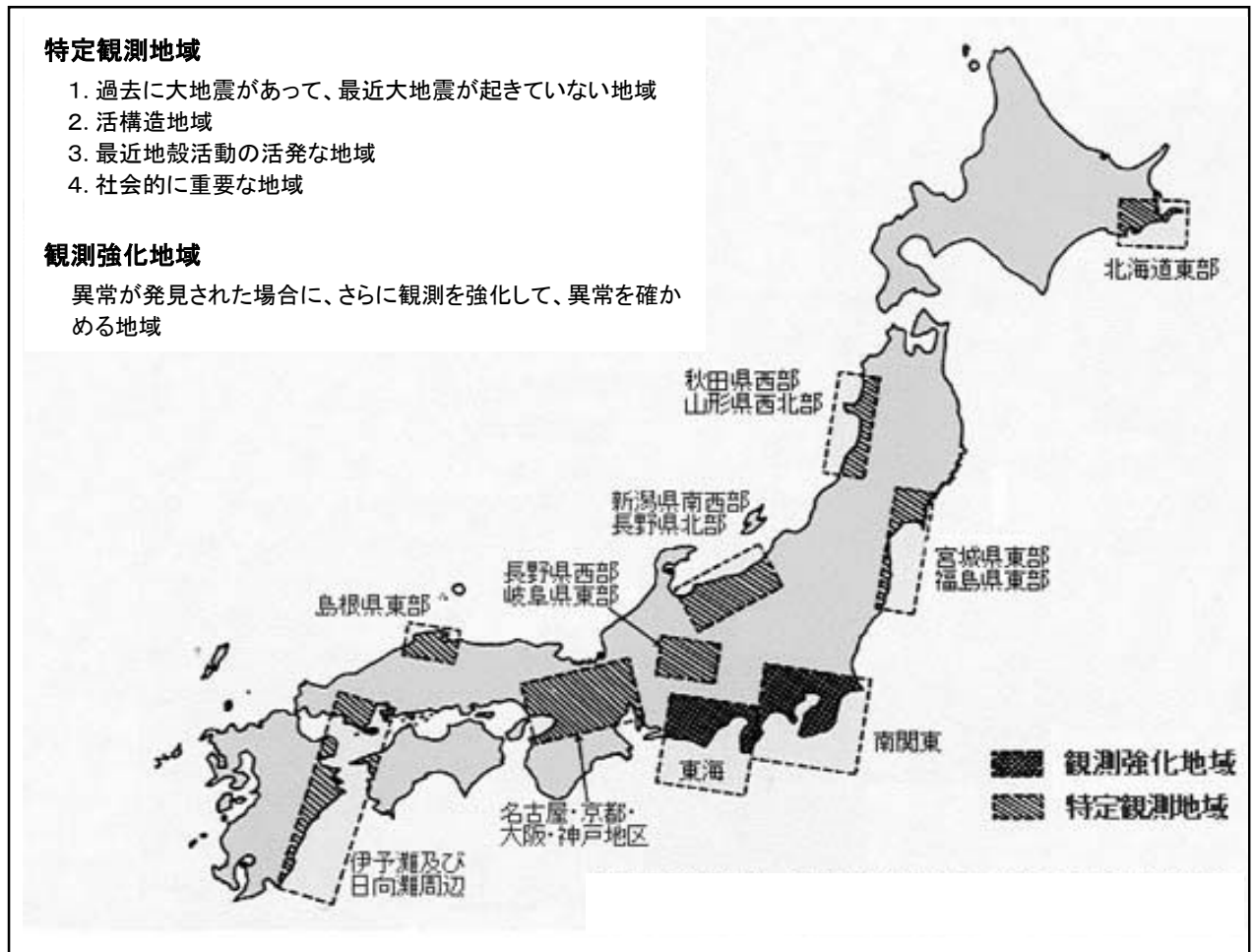


図2-1 地震特定観測地域と観測強化区域(地震予知連絡会:1978指定)

1-3 近年被害をもたらした主な地震

表2-1 知夫村の地震被害

| 発生時期 | 名称 | マグニチュード | 備考 |
|------------|----------|---------|------|
| 昭和58年5月26日 | 日本海中部地震 | 7.7 | 津波被害 |
| 平成5年7月12日 | 北海道南西沖地震 | 7.8 | 津波被害 |

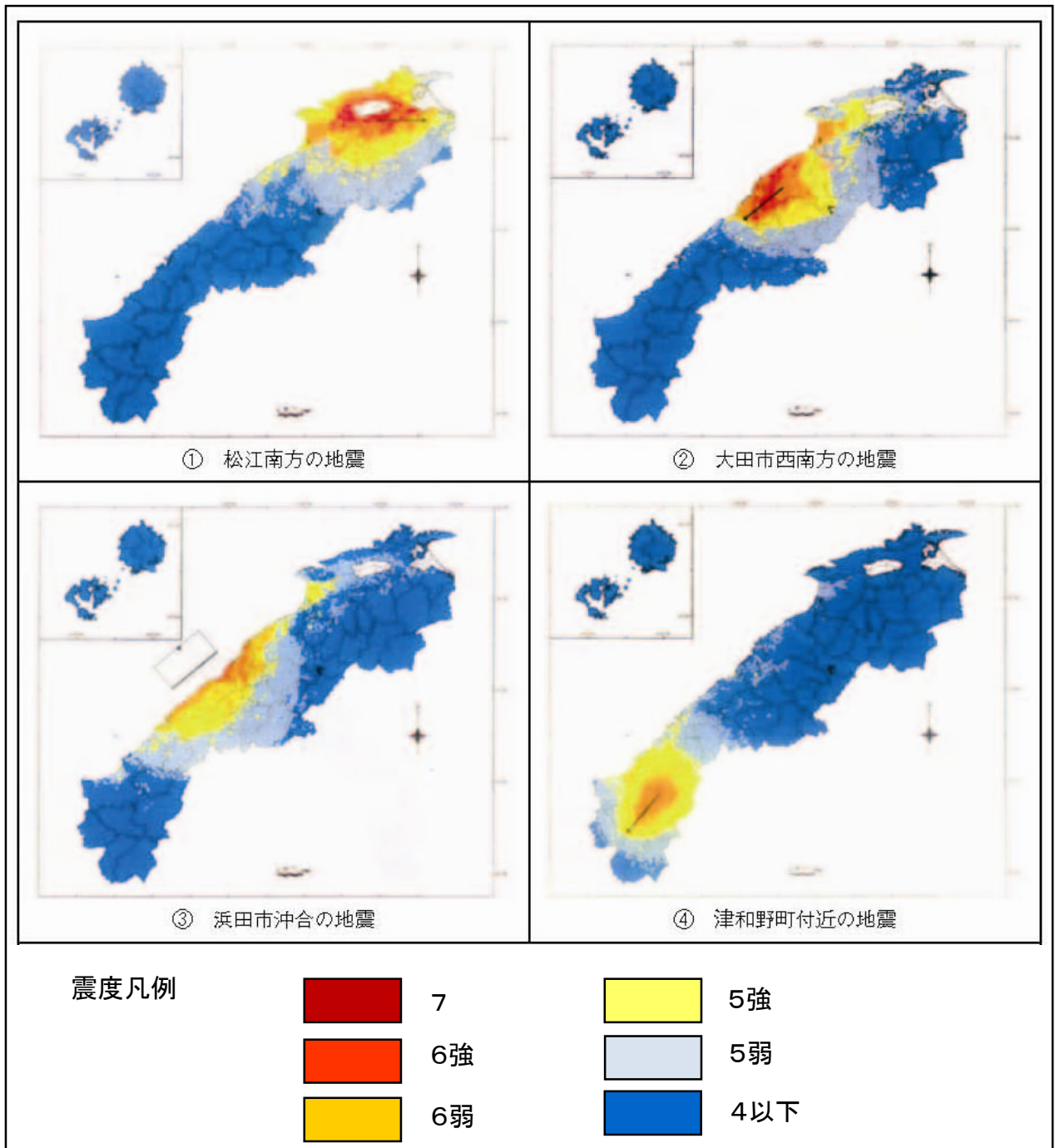
2. 想定される地震の規模及び被害の状況

2-1 地域防災計画(震災編)による被害想定

(1) 想定される地震の規模と震度

「島根県地震被害想定調査」(平成9年3月)で想定された4つの地震【松江南方・大田市西南方・浜田市沖合・津和野町付近】の震度分布図を2-2に示す。

図2-2より、知夫村においては、いずれの地震においても震度4以下となっている。なお、島根県地震被害想定調査にも記載され、存在が指摘されている宍道湖北岸の活断層である宍道断層(鹿島断層)については、現在、各調査が実施されており、今後の調査結果が待たれる。



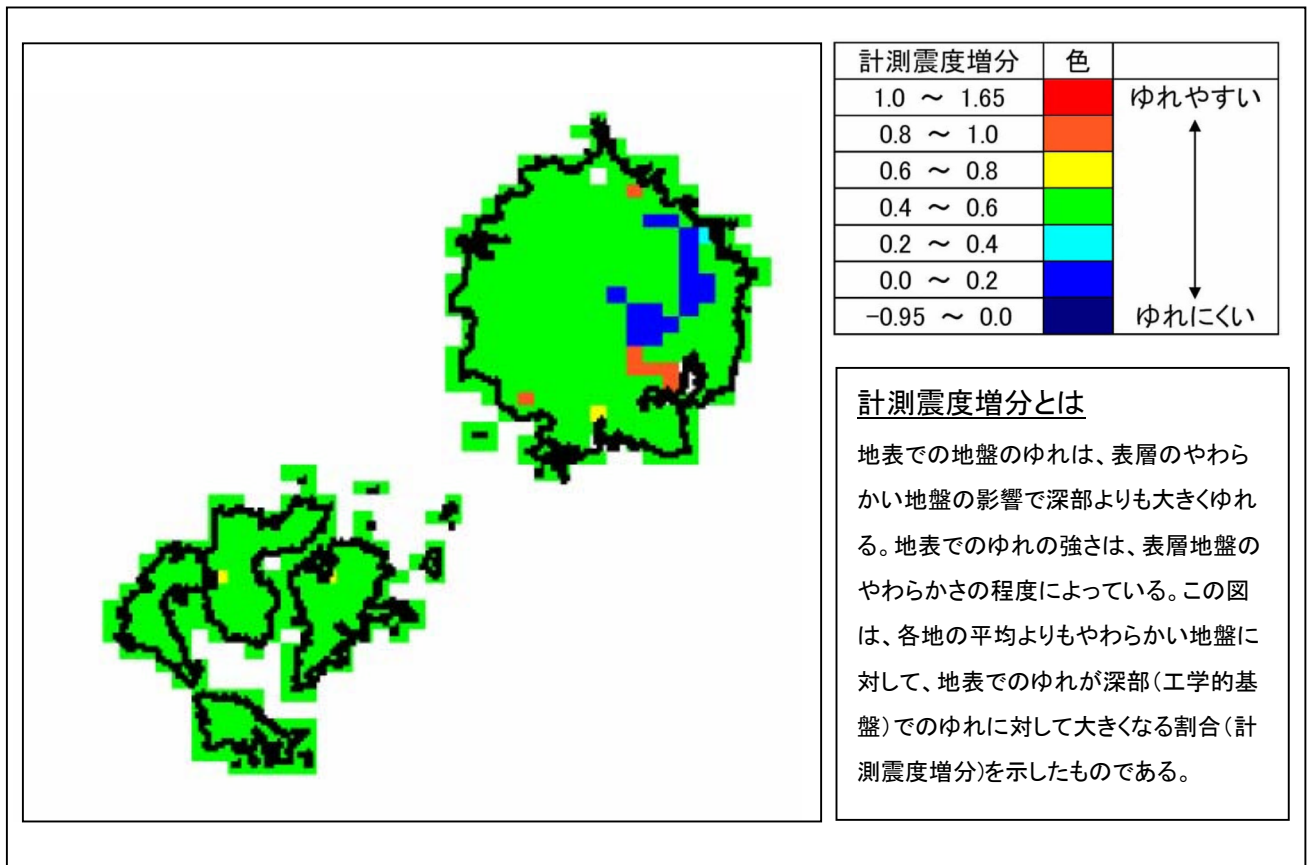
出典: 島根県地震被害想定調査業務(平成8年度)
図2-2 震度分布図

2-2 地震防災マップによるゆれやすさ等の設定

(1) 隠岐全域のゆれやすさマップ

一般的に、地震の規模が大きく震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、地震の規模や震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。

このような要因に基づき、1kmメッシュで表層地盤のゆれやすさを推定した「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」が内閣府により作成されている。このうち隠岐全域について図2-3に示す



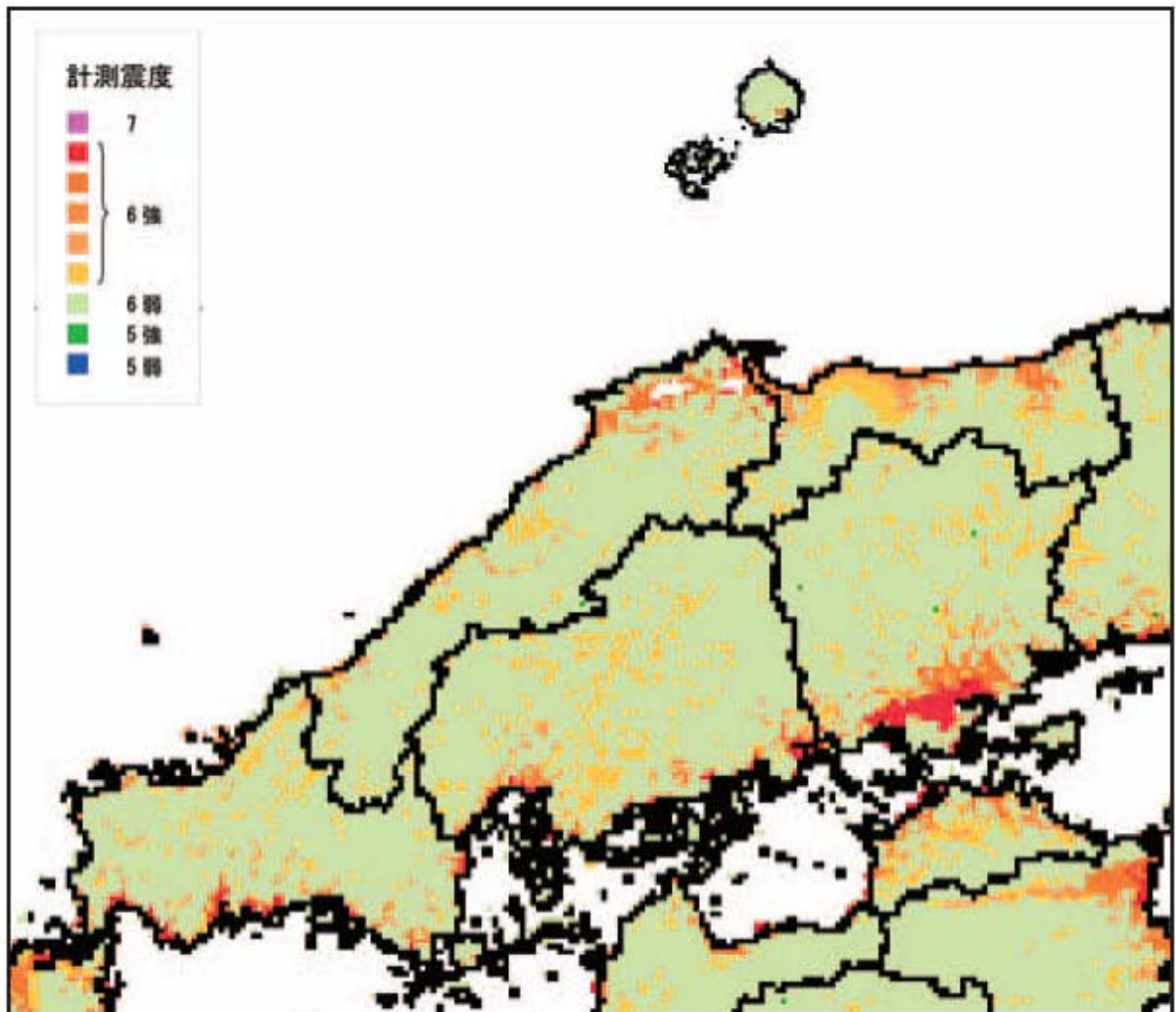
出典：内閣府HP「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」

図2-3 表層地盤のゆれやすさ(隠岐全域)

これによると、知夫村全体は概ね安山岩質岩石および流紋岩質岩石等の硬い岩盤からなるため、計測震度増分が小さくなっており、ゆれにくいと評価されている。

(2) 知夫村の計測震度想定

一律にM6.9の震源(震源上端深さ=4km)を想定した場合の計測震度は、図2-4に示すとおりであり、概ね「6弱」になると想定されている。



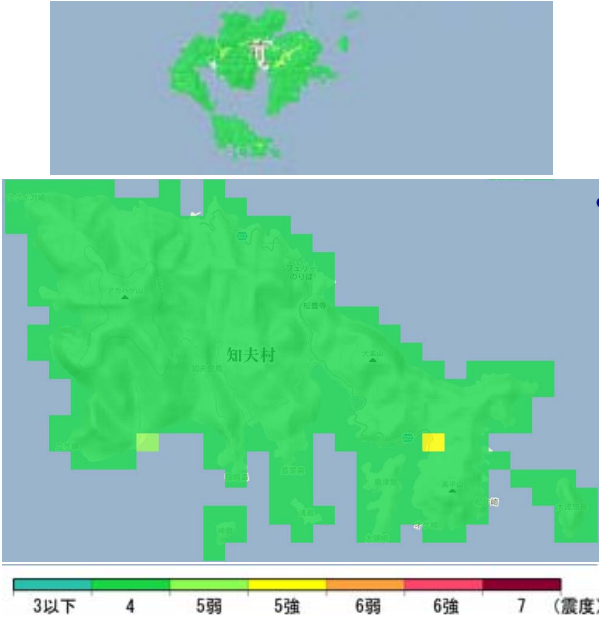
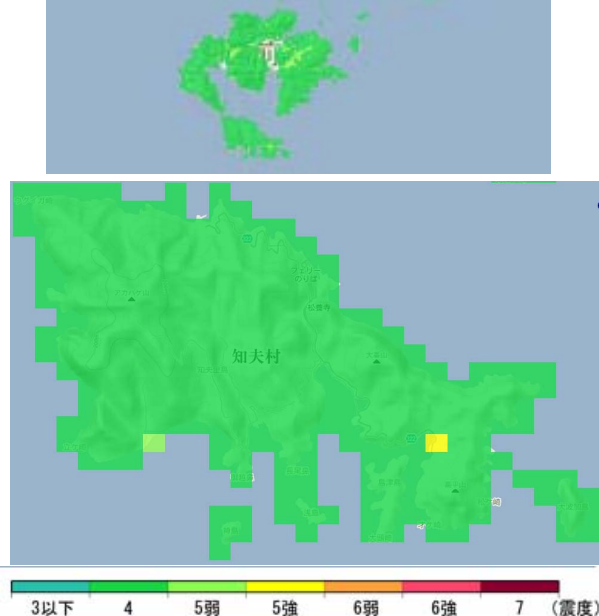
出典: 内閣府HP「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」

図2-4 一律にM6.9の震源を想定した場合の震度分布

【参考:地震ハザードステーション】

地震時のゆれを予測した地図は、「ゆれやすさマップ」以外にもインターネット等で公開されている。その一例として、インターネットで調べることができる「全国を概観した地震動予測図(地震ハザードステーション)」を以下に示す。

以下に示すように想定している地震が違えば、同じ場所でもゆれの大きさが変わってくるので、このような図を見る場合には、想定条件を踏まえて見る必要がある

| 地震動予測図(隠岐全域) | 条件設定 |
|---|--|
|  | <p>考慮する地震:全ての地震</p> <p>期間 :50年</p> <p>条件 :最大ケース</p> <p>地図タイプ: 2%の確率で一定のゆれに見舞われる領域図</p> <p>表示内容 :地表の震度</p> <p>基準日 :2007年1月1日</p> |
|  | <p>考慮する地震:海溝型地震の全て</p> <p>期間 :50年</p> <p>条件 :最大ケース</p> <p>地図タイプ: 2%の確率で一定のゆれに見舞われる領域図</p> <p>表示内容 :地表の震度</p> <p>基準日 :2007年1月1日</p> |

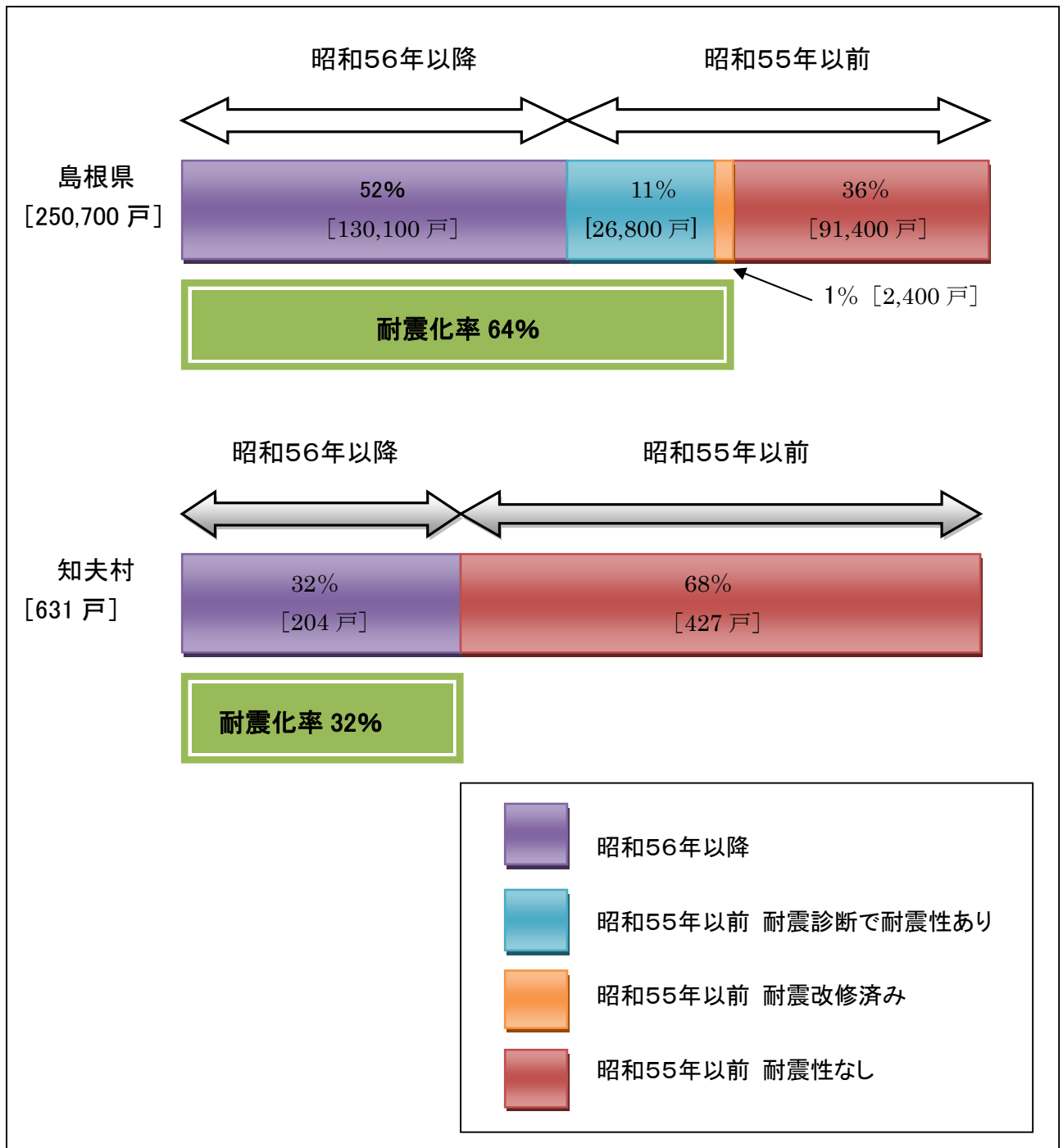
出典:防災科学技術研究所ホームページ「地盤ハザードステーション」

図2-5 全国を概観した地震動予測図(知夫村)

3. 建築物の耐震化の現状等

3-1 住宅の耐震化の現状

図2-6に島根県と知夫村の住宅数を示す。(島根県:平成17年度末推計)



島根県の住宅数統計の出典: 島根県耐震改修促進計画

図2-6 住宅の耐震化の現状

知夫村の住宅数については、現地調査を行い算出した。昭和55年以前に建築された住宅の「耐震改修済み」等の割合については、目視確認調査内で確認できなかったことから、昭和55年以前の建築物については全て耐震性なしとした。なお、築年の不明な建物については、調査者の目視による判断とした。

3-2 特定建築物の耐震化の現状

(1) 多数の者が利用する建築物

表2-1に特定建築物の集計結果を、表2-2に特定建築物のうち村有建築物の集計結果を、表2-2-Aに用途別面積規模を満たさない特定建築物(集会所)の集計結果を、表2-3に用途別集計結果を示す。

●耐震化率

全体…83%

災害時の拠点となる建築物…100%

不特定多数の者が利用する建築物…0%(該当なし)

特定多数の者が利用する建築物…0%

●昭和56年5月以前の特定多数の者が利用する建築物については、耐震診断を実施していないため、耐震性の有無を把握できていない。

●表2-1に示す3つの分類のうち、地震時に極めて重要な役割を果たし、公共的建築物が多数を占める「災害時の拠点となる建築物」の耐震化率は100%となっている。

表2-1 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状 (単位:棟)

| 建築物 | | 建築物数① (②+③) | 昭和56年6月以降② | 昭和56年5月以前③ | ③のうち耐震性あり④ | 耐震性あり⑤ (②+④) | 耐震化率(%) ⑤/① 平成21年度末 |
|-----------------------------|-------------------|----------------|------------|------------|------------|-----------------|---------------------------|
| | | | | | | | |
| 多数の者が利用する特定建築物 (法第6条第1号) | | 6 | 5 | 1 | 0 | 5 | 83 |
| 公共 | | 6 | 5 | 1 | 0 | 5 | 83 |
| 民間 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 災害時の拠点となる建築物 | 役場 | 5 | 5 | 0 | 0 | 5 | 100 |
| | 学校 体育館 福祉施設 | 5 | 5 | 0 | 0 | 5 | 100 |
| 民間 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不特定多数の者が利用する建築物 | ホテル・旅館 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 店舗 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 集会所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定多数の者が利用する建築物 | 賃貸住宅 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 事務所 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 工場 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

表2-2 多数の者が利用する特定建築物(村有建築物)の耐震化の現状 (単位:棟)

| 村有建築物 | 建築物数① (②+③) | 昭和56年6月以降② | 昭和56年5月以前③ | ③のうち耐震性あり④ | 耐震性あり⑤ (②+④) | 耐震化率(%) ⑤/① 平成21年度末 | |
|-----------------|-------------------|------------|------------|------------|-----------------|---------------------------|-----------------------------|
| | | | | | | | 多数の者が利用する特定建築物 (法第6条第1号) |
| 災害時の拠点となる建築物 | 役場、学校、体育館 福祉施設 | 5 | 5 | 0 | 0 | 5 | 100 |
| 不特定多数の者が利用する建築物 | 集会所、ホテル、旅館 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定多数の者が利用する建築物 | 賃貸住宅、事務所 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

表2-2-A 多数の者が利用する用途別面積規模要件を満たさない特定建築物

(村有建築物:集会所)の耐震化の現状

(単位:棟)

| 村有建築物 | 建築物数① (②+③) | 昭和56年6月以降② | 昭和56年5月以前③ | ③のうち耐震性あり④ | 耐震性あり⑤ (②+④) | 耐震化率(%) ⑤/① 平成21年度末 |
|-------|----------------|------------|------------|------------|-----------------|---------------------------|
| | | | | | | |

表2-3 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状(用途別) (単位:棟)

| 用途 | 特定建築物 | 昭和56年6月以降 | 昭和56年5月以前 | | | | | 耐震診断未実施 | 耐震性あり | 耐震化率(%) | 平成21年末 |
|--|-------|-----------|-----------|-------|-------|--------|---|---------|-------|---------|--------|
| | | | 耐震診断実施 | 耐震性あり | 耐震性なし | 耐震改修実施 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 小学校、中学校 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 100 | |
| 体育館 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 100 | |
| 診療所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 老人ホーム | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 100 | |
| 保育所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 郵便局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 役場 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 100 | |
| 集会場 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 店舗 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ホテル、旅館 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 理髪店、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 車両の停車場又は船舶の発着場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合の用に供するも | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 賃貸住宅 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 合計 | 6 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 83 | |

(2) 危険物の貯蔵場の用途に供する建築物

表2-4に特定建築物の集計結果を、表2-5に用途別集計結果を示す。

但し、知夫村において当該施設が平成21年度末で存していないことから、今回は一般の給油取扱所を対象とした。

- 耐震化率67%(3棟のうち2棟耐震性あり)
- 耐震性の確認されていない1棟は、耐震診断未実施であると想定した。
- 特定建築物の用途は、屋内貯蔵所、発電所、一般取扱所の順に多く、危険物の種類では4類(ガソリン、灯油、重油等)が最も多い。

表2-4 危険物の貯蔵場の用途に供する特定建築物の耐震化の現状 (単位:棟)

| 建築物 | 建築物数① (②+③) | 昭和56年6月以降② | 昭和56年5月以前③ | ③のうち耐震性あり④ | 耐震性あり⑤ (②+④) | 耐震化率(%) ⑤/① 平成21年度末 |
|-----|----------------|------------|------------|------------|-----------------|---------------------------|
| | | | | | | |

表2-5 危険物の貯蔵場の用途に供する特定建築物の耐震化の現状(建物用途別)

(単位:棟)

| 用途分類 | 特定建築物数 | | | | | | | 昭和56年6月以降 | 耐震化率(%) 平成21年末 |
|-------|-----------|-------|-------|------|------|---|---------|-----------|-------------------|
| | 昭和56年5月以前 | | | | | | 耐震診断未実施 | | |
| | 耐震診断実施 | 耐震性あり | 耐震性なし | 耐震実施 | 耐震改修 | | | | |
| 合計 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 67 |
| 屋内貯蔵所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般取扱所 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 67 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 通行を確保すべき道路沿いの建築物

表2-6に特定建築物の集計結果を示す。

地震時に多数の者が円滑に避難できるよう、島根県建築物耐震改修促進計画では、『市町村が市町村耐震改修促進計画に位置づけた道路は、耐震改修促進法第5条第3項第1号の緊急輸送道路と同等とみなすことができるものとする。』とある。

本村では、今回の計画に伴い緊急輸送道路兼避難道路の指定を行った。今後、知夫村地域防災計画にて新たに道路が指定された場合、道路幅員や沿道の建築物について調査を行う必要がある。

- 通行を確保すべき道路沿いの特定建築 6 棟のうち 1 棟の特定建築物については、耐震診断が実施されていない。

表2-6 通行を確保すべき道路沿いの特定建築物数

| 機能区分 | 幅員 | 建築物数 | 計 | 合計 |
|--------|------|------|---|----|
| 緊急輸送道路 | 6m未満 | 6 | 6 | 6 |

緊急輸送道路を閉塞するおそれがある住家建築物は、村内で181棟把握されており、そのうち109棟の建築物が耐震改修の対象となる。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 目標設定における基本的な考え方

国の基本方針や島根県耐震改修促進計画では、平成27年度末までに、住宅及び特定建築物の耐震化率を90%にすることを目標に掲げている。

知夫村では、国の基本方針や島根県耐震改修促進計画を勘案し、今後積極的に耐震改修に取り組んでいくこととし、平成27年度末の耐震化の目標は、国や島根県の定めた目標に可能な限り近づぐように設定する。

知夫村では、多くの建築物の耐震診断が未実施のため、耐震性が劣る建築物の把握が正確にできていない。また、耐震診断により要改修と診断された場合、耐震改修を行う可能性が高くなることから、耐震化の目標とともに耐震診断の目標を設定する。

なお、耐震診断及び耐震化率の目標値については、進捗に応じて、適宜検証するものとする。

2. 住宅の耐震化の目標

図3-1に、平成21年度末の調査結果を元に、平成27年度末の耐震化の目標を示す。

●耐震化率の目標:90%

●平成27年度末までに耐震改修を行うべき住宅数427戸(約85戸/年)

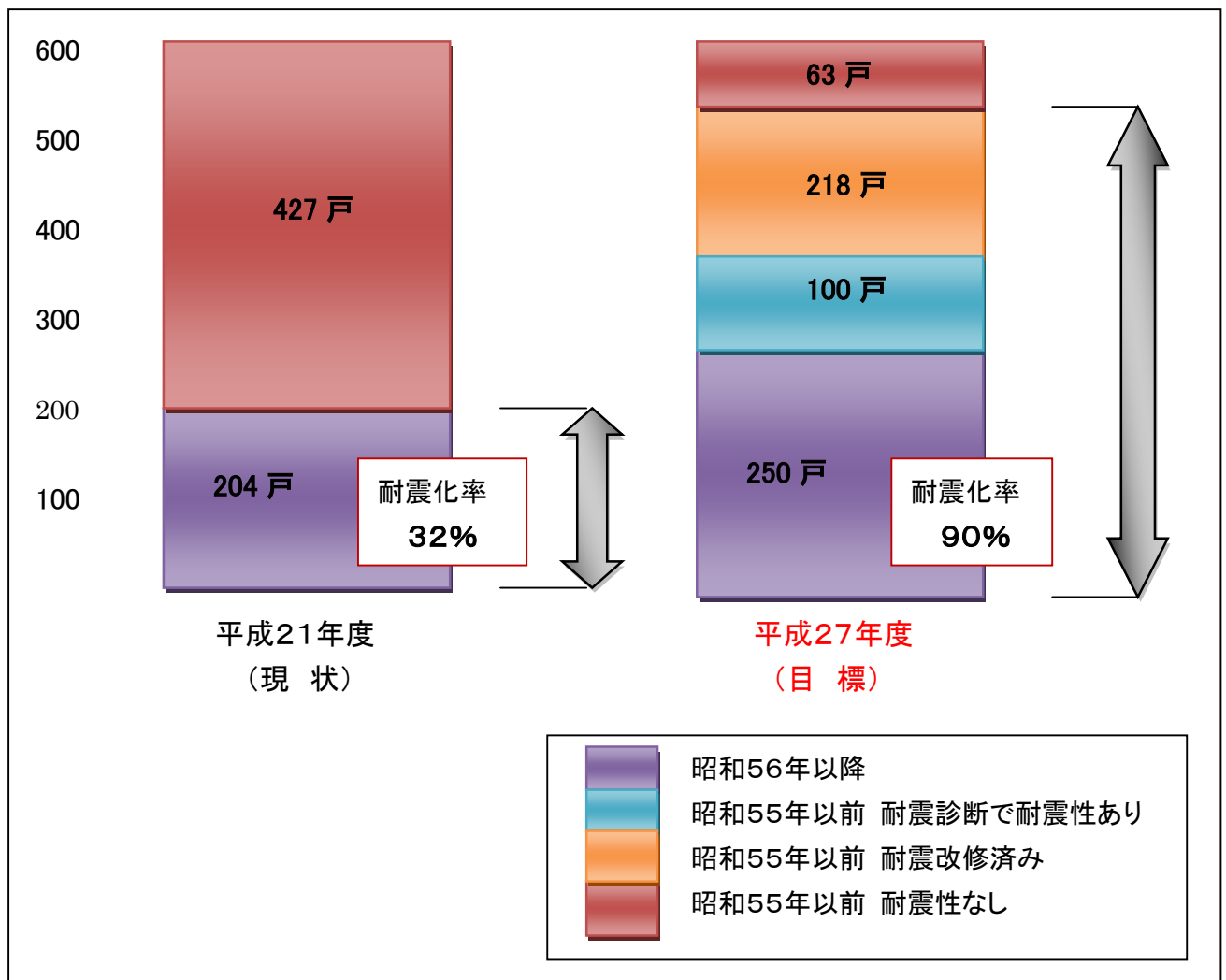


図3-1 住宅の耐震化の目標

3. 特定建築物の耐震化の目標

3-1 多数の者が利用する特定建築物

- 耐震化の目標:90% (平成24年度末までに70%、平成26年度末までに80%)
 - 災害時の拠点となる建築物……………100%(平成21年度末:100%)
 - 不特定多数の者が利用する建築物……………0%(平成21年度末:対象建物無し)
 - 特定多数の者が利用する建築物……………100%(平成21年度末:0%)
- 耐震診断の目標:100%実施
 - (公共建築物は平成24年度末まで、民間建築物は平成26年度末までに実施)
- 民間建築物の耐震化を先導するため、特に公共建築物の耐震化を強力に進める。

表3-1 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標 (単位:%)

| 建築物 | | 現状の耐震化率(%) 平成21年度末 | 公共建築物(%) | 目標(%) 平成27年度末 | 公共建築物(%) |
|-----------------------------|--------------------|-----------------------|----------|-------------------|----------|
| | | | 民間建築物(%) | | 民間建築物(%) |
| 多数の者が利用する特定建築物 (法第6条第1号) | | 83 [6] 【1】 | 83 | 100 [6] 【0】 | 100 |
| | | | [6] | | [6] |
| | | | 【1】 | | 【0】 |
| 災害時の拠点となる建築物 | 役場、学校、 体育館、福祉施設 | 100 [5] 【0】 | 100 | 100 [5] 【0】 | 100 |
| | | | [5] | | [5] |
| | | | 【0】 | | 【0】 |
| 不特定多数の者が利用する建築物 | 集会所、 ホテル、旅館 | 0 [0] 【0】 | 0 | 0 [0] 【0】 | 0 |
| | | | [0] | | [0] |
| | | | 【0】 | | 【0】 |
| 特定多数の者が利用する建築物 | 賃貸住宅、 事務所 | 0 [1] 【1】 | 0 | 100 [1] 【0】 | 100 |
| | | | [1] | | [1] |
| | | | 【1】 | | 【0】 |

* [] 内は建築物(単位:棟)を示す。

* 【 】 内は耐震改修未実施の建築物(単位:棟)を示す。

3-2 危険物の貯蔵場の用途に供する建築物

- 耐震化の目標:90% (平成26年度末までに80%)
- 耐震診断の目標:平成26年度末までに100%実施

表3-2 危険物の貯蔵場の用途に供する建築物 (単位:%)

| 建築物 | 現状の耐震化率(%) 平成21年度末 | 耐震化率の目標(%) |
|-------------------|-----------------------|-------------------|
| 危険物の貯蔵場の用途に供する建築物 | 67 [3] 【1】 | 100 [3] 【0】 |

* [] 内は建築物(単位:棟)を示す。

* 【 】 内は耐震改修未実施の建築物(単位:棟)を示す。

3-3 通行を確保すべき道路沿いの建築物

(1)地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

- 耐震化の目標:90%
- 道路橋の耐震化を行った区間で重要度の高い路線の順に耐震化を促進していく。

表3-3 通行を確保すべき道路沿いの建築物の耐震改修率の目標

| | 建築物棟数(%) 平成21年度末 | 耐震化率の目標(%) |
|------------------------|---------------------|------------|
| 緊急輸送道路沿い 木造2階建住宅 | 耐震性無し:105棟 (60) | 90 |
| | 耐震性有り:69棟 (40) | |
| 緊急輸送道路沿い 非木造2階建以上住宅 | 耐震性無し:4棟 (57) | 90 |
| | 耐震性有り:3棟 (43) | |

緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化に当たっては、道路部局が実施している道路橋の耐震化状況を踏まえながら促進する。また、緊急輸送道路の見直しや指定避難路の指定が行われた場合は、沿道の建築物についても見直しを行い、計画の整合性を取ることをとする。

4. 村有(公共)建築物の耐震化の目標

- 耐震化の目標:90%
- 耐震診断の目標:平成24年度末までに100%実施
- これらの建築物は、関係部局と連携して強力に耐震化を進めていくこととする。
 - ・ 地震時に避難場所や防災拠点として利用される学校や村役場など。
 - ・ 地震時に利用者自ら避難することが困難である福祉施設など。

表3-4 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標

(単位:%)

| 村有建築物 | | 現状の耐震化率(%) 平成21年末 | 目標(%) 平成27年 |
|-----------------------------|----------------|----------------------|-------------------|
| 多数の者が利用する特定建築物 (法第6条第1号) | | 83 [6] 【1】 | 100 [6] 【0】 |
| 災害時の拠点となる建築物 | 役場、学校、体育館、福祉施設 | 100 [5] 【0】 | 100 [5] 【0】 |
| 不特定多数の者が利用する建築物 | 集会所、ホテル、旅館 | 0 [0] 【0】 | 0 [0] 【0】 |
| 特定多数の者が利用する建築物 | 賃貸住宅、事務所 | 0 [1] 【1】 | 100 [1] 【0】 |

* [] 内は建築物(単位:棟)を示す。

* 【 】 内は耐震改修未実施の建築物(単位:棟)を示す。

第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

1. 施策の基本的な取組み方針

住宅の現状32%程度しかない耐震化率を、5年後の平成27年に国の目標である少なくとも90%に引き上げるという高い目標を達成するためには、これまでの建替え及び改修工事の実績を遥かに凌ぐペースで耐震化工事を実施する必要がある。

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題として、また地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となる。

知夫村は、このような建築物の所有者等の取組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築や耐震化を行いやすい環境の整備など必要な施策を講じること、所有する公共建築物の耐震化に取り組むこと、さらに県と連携して耐震診断や耐震改修を促進することに取り組む。

知夫村 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1)建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- ・ 耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築
- ・ 相談窓口の設置など耐震化を行いやすい環境の整備
- ・ 家具転倒防止対策など建築物以外の対策
- ・ 村内各地の防災対策など総合的観点から建築物の耐震化

(2)所有する公共建築物の耐震化

- ・ 被災後の応急活動や復旧活動の拠点となる建築物の優先的な耐震化

(3)建築物の地震防災に関する安全性の向上に関する啓発及び知識普及のための施策

- ・ 大規模地震が発生する可能性、発生した場合の被害の大きさ、耐震診断・改修の必要性等について啓発及び知識普及

(4)県と連携して、耐震診断や耐震改修の促進

- ・ 各種講習会の実施や専門家の育成といった面での県との連携

● 住宅・建築物耐震改修等事業予定

————— 知夫村事業 - - - - - 県事業

| | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|-----------------------|---------------------------|--|----|----|----|----|----|
| 一 住宅の耐震化の支援に関する事業 | イ 住宅の耐震診断 耐震診断に対する補助あり | ————— 所有者への耐震診断補助 | | | | | |
| | ハ 住宅に係る耐震化のための計画の策定 | ————— 知夫村の耐震改修促進計画 | | | | | |
| | 二 住宅の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業等 | ————— 地域学習会、防災学習会 - - - - - 地域学習会、技術者養成 | | | | | |
| 二 建築物の耐震化の支援に関する事業 | イ 建築物の耐震診断 | ————— 村有施設の耐震診断 - - - - - 県有施設の耐震診断 | | | | | |
| | ハ 建築物に係る耐震化のための計画の策定 | ————— 知夫村の耐震改修促進計画 | | | | | |
| | 二 建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業 | - - - - - 建築・住宅コンクール、技術者養成 | | | | | |
| 三 住宅の耐震改修又は建替えに関する事業 | 耐震改修に対する補助あり | ————— 所有者への耐震改修補助 | | | | | |
| 四 建築物の耐震改修又は建替えに関する事業 | | ————— 村有施設の耐震改修 - - - - - 県有施設の耐震改修 | | | | | |

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

2-1 耐震診断及び耐震改修の誘導・支援策

本村は、耐震診断及び耐震改修にかかる負担を軽減し、耐震化の促進を図るための支援策として、下記のような取組みの実施を予定している。

| | | |
|------|------|--|
| 耐震診断 | 概要 | 専門知識をもつ耐震診断士を派遣し、その診断にかかる費用の一部を補助する事業 |
| | 助成内容 | 補助金 :20,000円 個人負担:10,000円 |
| 耐震改修 | 概要 | 耐震改修工事に要する費用の一部を補助する事業 |
| | 助成内容 | 耐震改修工事に要する費用の額×0.23×2/3 ただし、1平方メートル当たり32,600円を限度とし、500,000円を上限とする。 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額 補助金の交付は前項各号の合計額から同項第2号の額を差し引いた額を交付するものとする。(百円未満は切り捨てる) |

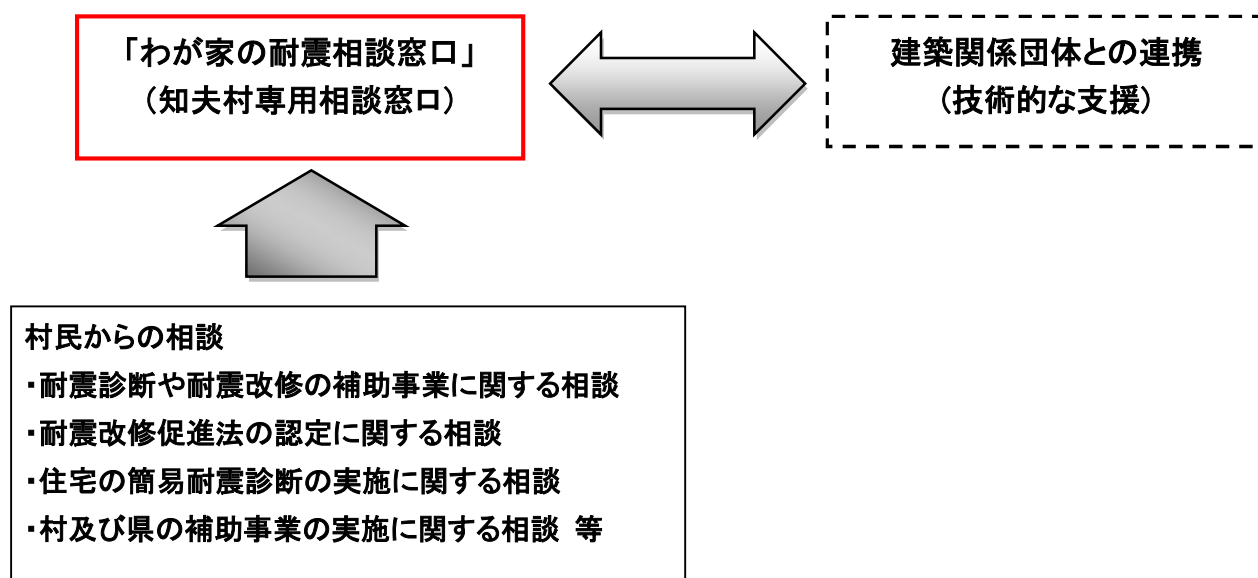
2-2 耐震改修の実施を促すための環境整備

(1) 相談窓口の活用

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する村民の相談に対応するため、専用相談窓口「わが家の耐震相談窓口」を開設している。この窓口を有効に活用し、耐震診断や耐震改修の補助事業に関する相談や耐震改修促進法の認定に関する相談に努める。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関すること、村及び県の補助事業の実施に関することとし、必要に応じて事例紹介を行うなど、総合的に対応する。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する



(2) 専門技術者の養成・紹介体制の整備

島根県では、建築技術者及び事業者養成の講習会を受講し、受講修了登録を受けた技術者及び事業者をホームページ等で紹介し、住民や特定建築物所有者が、一定の技術水準を持つ設計者や施工技術者を自ら選択できるシステムの整備がなされ、建築事業者に関しても技術者と同様に、耐震診断業務・改修工事の実績及び優良な技術者の人数等を登録し公表する制度の検討が行われている。

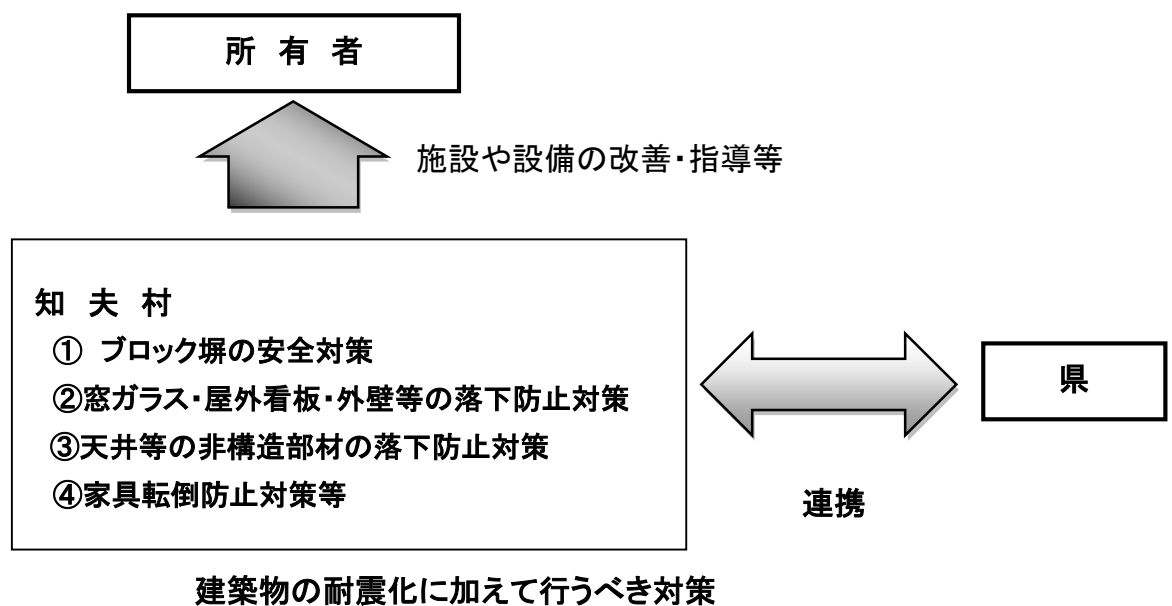
知夫村でもこの島根県の取組みと連携し、県の制度を活用することにより、耐震診断及び耐震改修を実施しようとする村民に対して、専門家の紹介や県の取組みの案内を行えるよう、相談体制の整備や情報の公開を行う。

2-3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する施策

(1) 建築物以外の地震予防対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や天井の落下防止対策等の必要性が改めて指摘されている。

知夫村では島根県と連携し、住宅・建築物の耐震化と並行してこれらの施設や設備の改善・指導等を行う。



① ブロック塀の安全対策

ブロック塀は、プライバシーの確保や防犯・防火といった面で、村民の生活にとっても有効なものである。しかし、地震時にブロック塀が倒壊すれば、死傷者の発生や、避難路を塞ぐことによる避難・救援活動への支障を引き起こすことになる。このため防犯や防火の観点からブロック塀のあり方を改めて見直すとともに、自治会等を通じて安全対策について周知するとともに、自治会活動を通して危険箇所を防災マップに表示するなど自治会レベルの被害防止対策を講じる。

また、ブロック塀の代わりに景観向上にも役立つ生け垣等を設置するよう啓発を行い、地震時の地域の安全性を高めるようにする。

② ガラス・屋外看板・外壁等の落下防止対策

窓ガラスの破損や、屋外看板、外壁等の落下があれば、死傷者の発生や、がれきによる避難・救援活動への支障が引き起こされる。このため窓ガラス等の破損や落下の危険性を所有者に周知するとともに、施工状況の点検の実施、ガラス留め材の改善、屋外看板や外壁材の補強・落下防止等に関する普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行う。

③天井等の非構造部材の落下防止対策

天井についても、体育館等の大規模空間を有する建築物を対象に、平成15年10月15日国住指第2402号により国土交通省住宅局建築指導課長から都道府県建築主務部長あて通知された「大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策について(技術的助言)」の適合が求められている。大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材について、落下・崩壊等の被害発生が想定されます。このため建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状況の点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行う。

④家具転倒防止対策等

家具の転倒は、それによる人の負傷に加え、避難や救助活動への支障を引き起こすことになる。このため身近な住宅内部での地震対策として家具の転倒防止を村民に呼びかけるとともに、家具の固定方法の普及徹底を図る。

特に、動きの遅い高齢者にとっては致命的な問題ともなることから、居間や寝室など滞在時間の長い部屋の安全対策が早急を実施されるよう、自治会等を通じて指導を含め情報の提供を行う。

(2)地震発生後の対応

地震により建築物・宅地が被害を受け、被災建築物・被災宅地の応急危険度判定が必要となった場合は、島根県と連携して、被災建築物・被災宅地の判定実施本部等を設置するなどの必要な措置を行う。

2-4 公共建築物の優先的な耐震対策

現在、知夫村では、村所有施設の建築年調査を進めており、随時、耐震性能の診断を行う。

さらに、耐震性能の判別したものの中で、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物、救助活動の拠点となる建築物に対して、特に優先的に耐震改修を実施する。

2-5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1)地震発生時に通行を確保すべき緊急輸送道路兼避難道路の指定

島根県建築物耐震改修促進計画では、『市町村が市町村耐震改修促進計画に位置づけた道路は、耐震改修促進法第5条第3項第1号の緊急輸送道路と同等とみなすことができるものとする。』とある。

本村では、今回の計画に伴い緊急輸送道路兼避難道路の指定を行った。

(2) 避難経路等確保の住宅等の耐震改修の促進

指定を行った緊急輸送道路兼避難道路沿道の耐震化を図るよう、様々な施策を検討する。地震等により避難経路等の道路が閉塞する可能性があり、村民が避難所への避難に支障をきたすことが考えられる。そのために、住宅・建築物の耐震化の実施のために必要となる、避難路等の道路閉塞率等の調査のため、道路幅員等の調査を行う。

2-6 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害軽減のため、地すべり防止や急傾斜地崩壊防止の対策、がけ地近接等危険住宅移転事業などの施策を検討する。

3. 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策

3-1 地震ハザードマップの作成・公表

(1) 地震ハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、島根県又は本村において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表することを検討する。

今後、知夫村防災ハザードマップの作成を行い、浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び避難場所開設予定施設などの情報を公開する。これらの災害情報と合わせて、地震防災マップ作成を行う必要がある。

(2) 自治会防災活動による身近な地震防災マップの作成

村民の連携意識を醸成し、村民による安全な避難活動等に役立てるため、自治会において、身近な危険や安全な施設・場所・道路等を記載した街区ごとの「地域防災マップ」を作成するよう依頼する。自治会や自主防災組織による自主的な防災活動を通して、安全な避難経路や危険な通路、緊急車両の進入できない範囲、ブロック塀の転倒や看板の落下の危険性のある箇所、瓦・ガラスなどの落下物に注意する箇所などを現状に即して記載し、村民が生活実感をもって身近に存在する様々な危険を再認識できるようにする。

なお知夫村は、自治会や自主防災組織による地域点検活動、マップ作成作業、これを活用した耐震診断・改修等の啓発活動及び危険箇所の改善事業等の取り組みを支援する。

今回、耐震診断や耐震改修への優先度がわかりやすくなるような観点からマップ作成を行った。ここでは、主要な緊急輸送道路沿いの建築物や緊急輸送路等の設定を行った。今後、地域における優先度を検討されることを期待する。

3-2 効果的な啓発メディアの整備

(1) 啓発用パンフレットの作成

国や島根県では、これまでの住宅の耐震診断を紹介するパンフレットに加え、耐震改修事例、家具の転倒防止策等について、分かりやすく解説したパンフレット等を作成し、住宅の耐震診断等の普及啓発を進めている。

知夫村においても、これら国や島根県の取組みを紹介するとともに、島根県や関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修に関するパンフレットを作成し、耐震診断及び耐震改修の普及啓発の促進に努める。

また、すべての世帯に必要な情報を提供するため、上記のパンフレットを基に、高齢者にも読みやすく理解しやすい一般世帯向けのリーフレットを作成し配布する。更に自治会の回覧板を利用して各戸に回覧し、村民へ広く情報を発信する。(財)日本建築防災協会発行のパンフレットや、リーフレットも活用する。

(2) 耐震改修事例集の作成

村民や民間事業者による耐震改修工事の参考となるよう、県から配布される耐震改修事例集を相談業務等に活用する。

(3) 島根県や周辺市町村、関係団体との連携によるセミナー・講習会の開催

島根県や周辺の市町村、関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修に関するセミナー・講習会を住宅月間や建築防災週間等に開催する。

(4) 広報用ビデオ等の活用

リーフレットや事例集など個別に配布するメディアのほかに、所有者の体験談・感想や工法別の工事概要を記録したビデオ、DVDを購入し、多数が参加するセミナー、自治会講習会などの学習教材とする。

3-3 自治会・自主防災組織の取組み及び支援

(1) 自治会による耐震化の取組みの促進

今後5年間で耐震化率を大幅に引き上げるためには、個々の住宅に対する対応のみでは自ずと限界がある。本村では、自治会及び建築関係団体と連携し、自治会単位で耐震診断及び耐震改修活動を展開する仕組みを検討する。

(2) 自治会による防災学習会の開催

自治会単位での耐震化の取り組みが推進されるよう、知夫村では建築関係団体の協力のもと、自治会総会等の機会を利用して防災学習会の開催を検討する。

防災学習会では、家具の転倒防止対策、耐震診断及び耐震改修、並びに自治会レベルでの地域防災マップの作成の必要性等について説明し意識啓発を行う。

また、このような自治会との交流を通じて、改善が進みにくい高齢者世帯において、応急的な家具転倒防止対策が建築関係団体のボランティア活動によって実施される仕組みを検討する。

3-4 リフォームに併せた耐震改修の促進

住宅設備のリフォームやバリアフリー化工事の際、併せて耐震改修をすることが、コストや手間を軽減できることにつながる。リフォームに併せて耐震化が行われるよう、建築主及び建築事業者に、村による診断費の補助や公表する等の措置を検討する。

また、講習会で事例等を紹介し普及啓発に努めるとともに、建築主からリフォームの相談があった場合には耐震改修に関する啓発や助言を行う。

3-5 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発

(1) 耐震性能の高い建築物の整備促進

新たに建築される建築物については、現行の新耐震基準等に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく検査を徹底するとともに、住宅性能表示制度の活用等により、より高い耐震性能の住宅が建設されるよう普及啓発を図る。

(2) 地震保険等への加入促進

知夫村では、税制面での優遇(地震保険料控除)なども含めて、地震保険の活用についての啓発を進める。また、広報及びホームページ掲載等により、民間損害保険会社の地震保険又は火災に加え地震被害も補償する建物更生共済(建更)等の加入促進に向けた情報提供に努める。

4. 今後の推進体制整備等に関する方策

4-1 関係団体等による連携体制の整備

知夫村は、建築関係団体と連携して、自治会・自主防災組織等による防災活動の支援や相談窓口の開設などを進める。このため、県と連携してすべての建築関係団体に対して、建築物の耐震化をはじめとする地震防災対策に係る行政施策への協力やボランティア活動などの地域貢献に積極的に取り組むよう要請する。

(1) 財源の確保

耐震改修促進計画に示した施策を推進していくためには、それに要する財源を確保するとともに、さらに限られた財源の中で効率よく事業を展開していくことが重要である。そのため、国や県の各種事業を積極的に活用していくとともに、耐震改修の優先順位付けにより効率的・効果的に推進する。

(2) 役場内関係部局等との連携の強化

住宅政策の推進に当たっては、村民等との連携とともに、役所内の推進体制を整備することが重要である。耐震改修促進計画については、都市政策部門や防災部門との連携が不可欠である。

(3) 自治会、村民、民間事業者等の取り組みへの支援

今後は自治会や村民ならびに民間事業者との連携がますます重要となる。自治会や村民等の取り組みを支援するため、村民等の活動の場や情報の提供などにより団体間の交流促進を図る。

4-2 計画の進捗状況の把握に向けた仕組みづくり

耐震診断及び耐震改修の進捗状況、住宅及び建築物を取り巻く環境は年々変化する。本計画に位置づける公共の建築物の耐震化については着実に実施されるよう、進捗状況を定期的に確認しながら促進を図る。

住宅については、各年度の耐震診断や耐震改修費助成の実績や、除却・建替えの状況等を把握しながら、進捗状況の確認を行う。

民間が所有する特定建築物については、島根県と連携し、指導等を行いながら耐震化の促進を図る。

耐震改修促進計画の進捗状況の把握や、実施計画の見直しについては、本計画を職務として担当する職員の配置が必要である。担当職員は今回作成した促進計画のマネジメントサイクルとしてPDCAを実施していくことが重要である。これにより、目標の管理の評価、改善方法の検討をタイムリーに実施することができる。

※)PDCA:マネジメントサイクルの1つである。計画(plan)、実施・実行(do)、評価・点検(check)、改善・処置(act)の順にプロセスを実施していく。改善・処置(act)は評価・点検の(check)の結果によって当初の計画達成にむけての改善・処置策かを検討し、計画、実施、実行の見直しを行ってゆく。これらのプロセスを順に繰り返す(スパイラルアップ)ことによって、継続的な改善活動を推進する手法である。

4-3 計画の策定と見直し

本計画については、事業の進捗状況と社会情勢の変化、各年度の予算状況や進捗状況の確認を行い、必要に応じて計画の見直し等を行う。

4-4 その他

本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定める。